



鳥取県公報

平成 24 年 4 月 24 日 (火)
第 8 3 8 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (306) (福利厚生課) 2 介護補償として支給する金額の一部改正 (307) (〃) 2 入所している期間については介護補償を行わないこととする施設の一部改正 (308) (〃) 4 国土調査法による事業計画の決定 (309) (農地・水保全課) 4 基本測量の終了 (2 件) (310・311) (技術企画課) 5 包括外部監査契約の締結 (312) (行政監察課) 6 指定居宅サービス事業者の指定 (313) (東部総合事務所福祉保健局) 6 指定介護予防サービス事業者の指定 (314) (〃) 6 障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなされた事業者 (315) (〃) 7
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (6) (議事・法務政策課) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (総務課) 8 随意契約の相手方の決定 (税務課) 8 一般競争入札の実施 (鳥取空港管理事務所) 9 落札者の決定 (2 件) (病院局総務課) 11

告 示

鳥取県告示第306号

平成 5 年鳥取県告示第400号(年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正する。

平成24年 4 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額	年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額
20歳未満	4,613円	12,954円	20歳未満	4,317円	12,750円
20歳以上25歳未満	5,028円	12,954円	20歳以上25歳未満	4,920円	12,750円
25歳以上30歳未満	5,648円	13,090円	25歳以上30歳未満	5,565円	13,028円
30歳以上35歳未満	6,208円	15,944円	30歳以上35歳未満	6,090円	16,028円
35歳以上40歳未満	6,647円	18,498円	35歳以上40歳未満	6,539円	18,500円
40歳以上45歳未満	6,925円	21,685円	40歳以上45歳未満	6,749円	22,065円
45歳以上50歳未満	6,903円	23,524円	45歳以上50歳未満	6,688円	23,750円
50歳以上55歳未満	6,551円	24,551円	50歳以上55歳未満	6,274円	24,409円
55歳以上60歳未満	5,757円	23,052円	55歳以上60歳未満	5,549円	23,183円
60歳以上65歳未満	4,602円	19,090円	60歳以上65歳未満	4,629円	20,754円
65歳以上70歳未満	3,950円	15,247円	65歳以上70歳未満	3,940円	15,217円
70歳以上	3,950円	12,954円	70歳以上	3,940円	12,750円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この告示は、平成24年 4 月24日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成24年 4 月24日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第307号

平成 8 年鳥取県告示第423号(介護補償として支給する金額について)の一部を次のように改正する。

平成24年 4 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次項に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>104,290円</u> を超えるときは、 <u>104,290円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,600円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>56,600円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次項に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>52,150円</u> を超えるときは、 <u>52,150円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出され	月額 <u>28,300円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出され

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次項に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>104,530円</u> を超えるときは、 <u>104,530円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,720円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>56,720円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次項に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>52,270円</u> を超えるときは、 <u>52,270円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出され	月額 <u>28,360円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出され

た額が <u>28,300 円</u> 以下であるとき に限る。)	た額が <u>28,360 円</u> 以下であるとき に限る。)
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この告示は、平成24年4月24日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成24年4月24日以後の期間に係る介護補償として支給する金額について適用し、同日前の期間に係る介護補償として支給する金額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第308号

平成8年鳥取県告示第424号（入所している期間については介護補償を行わないこととする施設について）の一部を次のように改正する。

平成24年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前
<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）第9条の2第3号の規定に基づき、その入所している期間については介護補償を行わないこととする施設を次のとおり定める。</p> <p>1 及び 2 略</p>	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）第9条の2第3号の規定に基づき、その入所している期間については介護補償を行わないこととする施設を次のとおり定める。</p> <p>1 及び 2 略</p> <p><u>3 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成24年4月24日から施行する。

鳥取県告示第309号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成24年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鳥取市	鳥取市湖山町南四丁目、湖山町南五丁目、河原町三谷、福部町左近、用瀬町美成、鹿野町岡木、気高町宿、国府町岡益、青谷町早牛、青谷町大坪及び青谷町蔵内の各一部	平成24年4月16日から平成25年3月31日まで
米子市	米子市淀江町稲吉の一部	〃
倉吉市	倉吉市上井、上井町一丁目、上井町二丁目、福吉町、福吉町二丁目、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、大正町、大正町二丁目、明治町、明治町二丁目、山根、伊木、金森町、越中町、越殿町、広瀬町、河原町、旭田町、研屋町、魚町、東仲町、西仲町、葵町、仲ノ町及び西町の各一部	〃
岩美町	岩美郡岩美町大字小羽尾、大字陸上、大字長谷、大字大谷及び大字大羽尾の各一部	〃
若桜町	八頭郡若桜町大字糸白見、大字根安、大字須澄及び大字岩屋堂の各一部	〃
智頭町	八頭郡智頭町大字奥本及び大字芦津の各一部	〃
八頭町	八頭郡八頭町篠波、西谷、佐崎、柿原、別府及び明辺の各一部	〃
三朝町	東伯郡三朝町大字小河内、大字神倉、大字福吉、大字加谷、大字木地山、大字笏賀、大字鉛山及び大字柿谷の各一部	〃
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字北福、大字野花、大字漆原、大字羽衣石及び大字方地の各一部	〃
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字松谷、大字別所、大字八橋、大字笠見及び大字田越の各一部	〃
大山町	西伯郡大山町御崎、下甲、田中、赤坂及び赤松の各一部	〃
南部町	西伯郡南部町八金、池野及び西の各一部	〃
伯耆町	西伯郡伯耆町字代、清原及び真野の各一部	〃
日南町	日野郡日南町下阿毘縁、花口、宮内、阿毘縁、神戸上、丸山、神福及び新屋の各一部	〃
日野町	日野郡日野町久住の一部	〃
江府町	日野郡江府町大字武庫の一部	〃

鳥取県告示第310号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（オルソ画像）作成）
- 2 作業地域 鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡琴浦町及び北栄町、西伯郡大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡江府町
- 3 終了年月日 平成24年3月30日

鳥取県告示第311号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年 4 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 平成24年 3 月 31 日

鳥取県告示第312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 4 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 鳥取市東町三丁目267
氏名 山崎 安造
- 2 契約期間の始期 平成24年 4 月 9 日
- 3 費用の額の算定方法 890万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第313号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 4 月 24 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社デイサービスしゃんしゃん	デイサービスしゃんしゃん	鳥取市若桜町39	平成24年 4 月 23 日	通所介護

鳥取県告示第314号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 4 月24日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社デイサービスしゃんしゃん	デイサービスしゃんしゃん	鳥取市若桜町39	平成24年 4 月23日	介護予防通所介護

鳥取県告示第315号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第15条第1項の規定により、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の指定を受けたものとみなされた事業者を次のとおり告示する。

平成24年 4 月24日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	障がい者支援センターそよかぜ	鳥取市富安二丁目96
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	障害者支援センターしらはま	鳥取市伏野2259-17
特定非営利活動法人アプローチ	鳥取市吉岡温泉町268	相談支援事業所アプローチ	鳥取市寿町791-8
社会医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市東町三丁目307	相談支援センターサマー・ハウス	鳥取市湯所町一丁目131
社会福祉法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	八頭町障がい相談支援センターれしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	東京都豊島区池袋三丁目1-2	ゆいまある	八頭郡若桜町大字若桜257

議 会 告 示**鳥取県議会告示第6号**

鳥取県議会情報公開条例(平成12年鳥取県条例第59号)第18条の規定により、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年 4 月24日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
2 件		2 件				

- 2 異議申立ての件数及び処理状況
該当なし

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 4 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県庁舎で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計）
11,240,856キロワット時（1年当たり3,746,952キロワット時）
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成 24 年 3 月 1 日
- 4 落札者の名称及び所在地 中国電力株式会社鳥取営業所
鳥取市新品治町 1 - 6
- 5 落 札 金 額 185,751,297円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成 24 年 1 月 20 日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目 220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 4 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 平成 24 年度税務事務総合電算処理システム運用業務委託 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定
した日 平成 24 年 3 月 22 日
- 4 契約の相手方の名称及び
所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町 50
- 5 契 約 金 額 80,335,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をする
とその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第 10 条第 1 項第 2 号)

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部税務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年4月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取空港予備自家発電設備更新工事（機器製造） 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年3月21日（木）

(4) 納入場所

鳥取市湖山町西四丁目110-5 鳥取空港電源局舎及び除雪車庫

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が機械器具類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年5月11日（金）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成24年4月24日（火）から同年6月4日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成24年4月24日（火）から同年6月4日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 調達案件の製造及び保守に関して、以下の実績及び能力を有する者であること。

ア 平成9年4月1日以降に調達案件又は同種案件を元請けとして製造し納品した実績を2件以上有すること。ただし、調達案件又は同種案件を構成する主要構成品であるディーゼル機関又は発電機及び自動制御盤を自ら設計・製造し、それらの直結・艤装を自ら実施していること。なお、同種案件とは、定格出力300

KVA以上のディーゼル機関発電装置をいう。

イ 調達案件の設計、製造、設置及び調整を行うために必要な組織体制を有すること。

ウ 調達案件の製造計画等を適切に行うことができること。

エ 調達案件に対し、適切な品質管理体制が整備されていること。

オ 調達案件に対し、平日、休日、夜間サービス支援体制が整っていること。緊急時の技術者派遣要請に対し、24時間以内に当該機器の設置場所で、適切に修理ができる技術者を派遣できること。

カ 調達案件に対し、部品供給体制が整っていること。構成部品について最低20年間供給できること。

3 契約担当部局

鳥取県鳥取空港管理事務所管理係

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0947 鳥取市湖山町西四丁目110-5

鳥取空港管理事務所管理係

電話 0857-28-1150

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法等

入札説明書その他の資料は、次により縦覧に供するとともに、必要とする者に無償で貸与する。

なお、郵送による交付を希望する者は、下記アの期間及び時間中に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

ア 縦覧及び交付の期間及び時間

平成24年4月24日(火)から同年5月15日(火)までの日の午前9時から午後5時まで

イ 縦覧及び交付の場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年6月4日(月)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午後1時までとする。)

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送により4の(1)の場所に平成24年5月18日(金)午後5時までに、提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) この公告に示した工事に係る国からの補助金が得られなかった場合は、入札は行わない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 300kVA Diesel Engine Generator 1 set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM ,
18, May, 2012

(3) Time-limit for the submission of tenders : 1:30 PM, 4, June, 2012

(4) Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 1:00 PM, 4, June, 2012

(5) Contact : Tottori Prefecture Tottori Airport Authority 4-110-5, Koyama-cho, Nishi,
Tottori-shi 680-0947 Japan

TEL : 0857-28-1150 FAX : 0857-28-4244

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 4 月24日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県立厚生病院清掃等業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成24年 3 月13日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社エパークリーン
倉吉市福庭町一丁目288 |
| 5 落 札 金 額 | 177,975,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成24年 1 月31日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課
倉吉市東昭和町150 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 4 月24日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 灯油 600キロリットル |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成24年 3 月23日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ハルキ
倉吉市住吉町114 |
| 5 落 札 金 額 | 1 リットル当たり84円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成24年 2 月10日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課
倉吉市東昭和町150 |